

令和3年7月12日

全国公立大学設置団体協議会

会長 川勝平太 様

一般社団法人公立大学協会

会長 松尾太加志



### 公立大学生等に対する新型コロナウイルス感染症関連の支援について（要望）

全国98の公立大学においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的に困窮に陥っている学生への支援等が急がれています。

公立大学の困窮学生に関する授業料減免については昨年度、文部科学省による補助金事業（新型コロナウイルス感染症対応公立大学等授業料減免臨時支援事業）が実に17年ぶりに実施されましたが、今年度からは大学や設置者である地方公共団体においてその取扱いを検討することが基本とされ、地方交付税措置が講じられることとされています。

特に公立大学生は、国立・私立大学生に比べ相対的に家計の経済状況が厳しい状況にあることから、各設置自治体においては地方創生臨時交付金等を活用して、困窮学生に対する確実な支援を行っていただく必要があります。

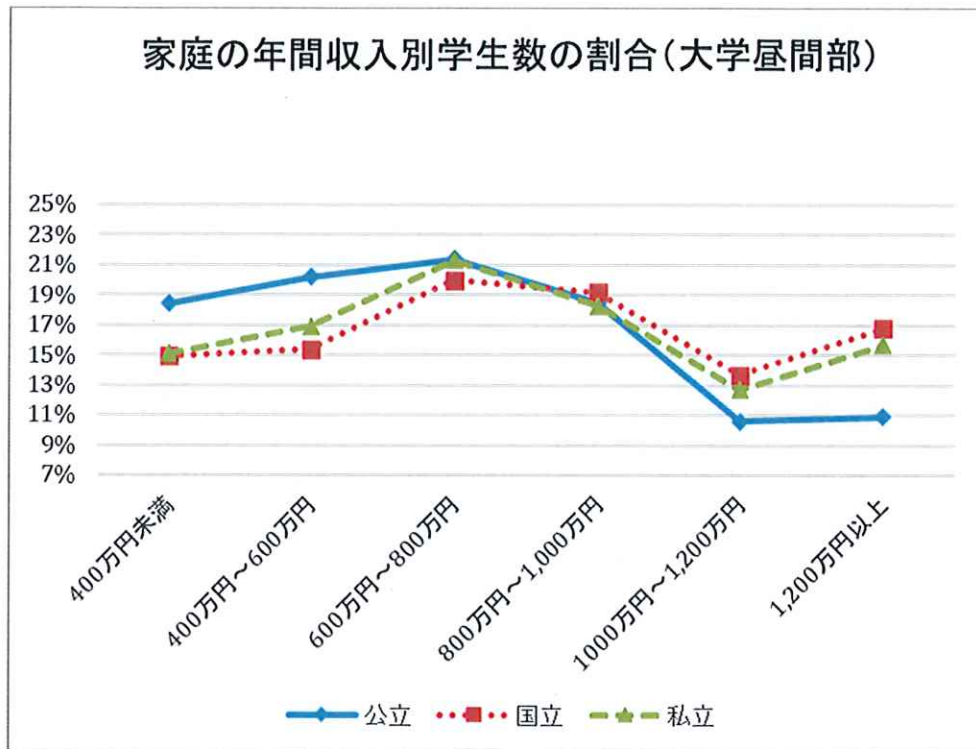
つきましては、公立大学の設置自治体におかれましては、以下の事項について、特にご高配いただきますよう、緊急に要望いたします。

### 記

- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により経済的に困窮する公立大学生に対する授業料減免をはじめとする経済支援を確実に行うこと。
- 同感染症への対応のために要する、公立大学における遠隔授業や感染防止対策のための設備整備等を確実に行うこと。

以上

【参考資料】



(独) 日本学生支援機構「平成 30 年度学生生活調査」より作成